

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成25年1月31日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同年2月14日から同年3月6日まで縦覧に供する。

平成25年2月8日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
高松市三谷土地改良区	団体営ため池等整備事業（小規模／ため池整備工事（一般型））下池地区	高松市創造都市推進局産業経済部土地改良課
香川県三郎池土地改良区	単独市費補助土地改良事業（農道事業）由良農道地区	”